

第 6 次環境行動計画

2023 年度 ~ 2030 年度

2023 年 3 月

江 戸 川 区

- 目 次 -

1 基本的事項.....	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	3
(5) 計画の対象範囲	3
(6) 第6次環境行動計画の特徴	4
2 前計画の振り返り	5
(1) 温室効果ガス排出量の算定範囲	5
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法	5
(3) 温室効果ガス排出量の推移	6
(4) 前計画の目標達成状況	7
(5) 計画改定の方針	10
3 削減目標.....	11
(1) 目標設定の基本的な考え方	11
(2) 第6次環境行動計画期間の削減目標	11
(3) 省エネ項目の取組目標	12
(4) 省資源項目の取組目標	14
4 具体的な取組内容	15
(1) 取組の基本方針	15
(2) 温室効果ガスを削減する取組.....	16
(3) 環境に配慮した取組	17
5 計画の推進体制と進行管理	18
(1) 推進体制	18
(2) 進行管理	20
(3) 計画の見直し.....	21
(4) 職員に対する情報提供、研修等	21
(5) 公表	21

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景

1) 国内外の動向

2015年に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、「産業革命前からの気温上昇を2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が国際条約として掲げられました。また、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされており、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

わが国では、京都議定書の採択を受けて1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が成立し、地球温暖化対策が進められてきました。2016年には、温対法に基づく国の総合計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。2020年には、第99代内閣総理大臣 菅義偉が、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを所信表明演説で宣言し、脱炭素社会実現に向けた取組が加速しています。2021年には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度において2013年度比で温室効果ガス46%削減を目指す、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標を示しています。

併せて、政府の事務・事業に関する計画である「政府実行計画」が改定され、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で50%削減に見直し、政府自らが太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車・LEDの導入等について率先して実行する方針を示しています。

2) 江戸川区のこれまでの取組

江戸川区では2008年2月に地域をあげて地球温暖化対策を推進するため「エコタウンえどがわ推進計画」を策定、「もったいない運動」を中心とした取組を進めてきました。2018年3月には、地域の地球温暖化対策をさらに加速させるため、「第2次エコタウンえどがわ推進計画」を策定しました。

2022年12月には、国内外のカーボンニュートラル実現に向けた機運の高まりを踏まえ、「みんなで「いまの生命（いのち）」と「みらいの地球」を守る計画」（以下「江戸川区気候変動適応計画」という。）を策定しました。江戸川区気候変動適応計画では、2030年度の温室効果ガス50%削減（2013年度比）及び2050年度カーボン・マイナスを目標に掲げ、適応策・緩和策を両輪とした、地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、2001年には、区が一事業者として事務事業に伴い排出する温室効果ガスの削減を自ら率先して行うための計画として「江戸川区環境行動計画」を策定し、温室効

果ガスの総排出量や重点的な項目などを定めるとともに取組を進めてきています。第2次環境行動計画以降では、目標の達成状況や地球温暖化対策及びエネルギー政策の国内外の動向を考慮した見直しを行ってきました。

第5次環境行動計画（以下、「前計画」という。）の計画期間が2022年度に終了することから、江戸川区気候変動適応計画と整合を図りつつ、区が率先して地球温暖化対策を推進していくための計画として、「第6次江戸川区環境行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画策定の目的

本計画の目的は、「温室効果ガス排出削減につながる環境に配慮した取組を区自ら率先して行動すること」とし、区内最大規模の事業者として、地域の地球温暖化対策を牽引していきます。

そのために、職員が一丸となって、温室効果ガス排出量を削減するとともに、省エネ・省資源、環境負荷の低減を確実に推進していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の第21条に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけています。

地球温暖化対策推進法では、全ての地方公共団体は地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等の措置に関する計画である「地方公共団体実行計画」を策定するものと定められています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」より一部抜粋
（地方公共団体実行計画等）
第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 計画期間
二 地方公共団体実行計画の目標
三 実施しようとする措置の内容
四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
3～12 （略）
13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
16～17 （略）

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、2023年度から2030年度までの8年間とします。

なお、政府の地球温暖化対策計画では、2030年度の削減目標設定を踏まえ、地方公共団体に対しても2030年度を目標年度とした計画の策定を推奨しています。また、江戸川区気候変動適応計画においても2030年度を目標年度としていることから、本計画では、2030年度を目標年度とした目標の設定を行います。

さらに、2030年度以降においても、江戸川区気候変動適応計画で掲げているカーボン・マイナスを実現するための取組を継続して実施していきます。

本計画は、2023年度から2030年度の8年間と長期間にわたることから、組織改正や施設の新設、廃止等による温室効果ガス排出量の増減等への影響が考えられます。これらの影響は、現時点で予想することが難しいため、計画期間中においても区内外の動向を鑑み、必要に応じて見直しを行います。

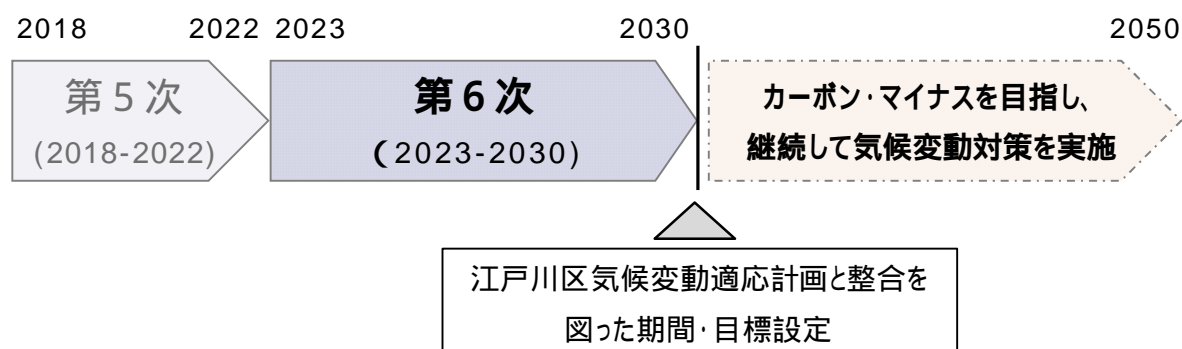


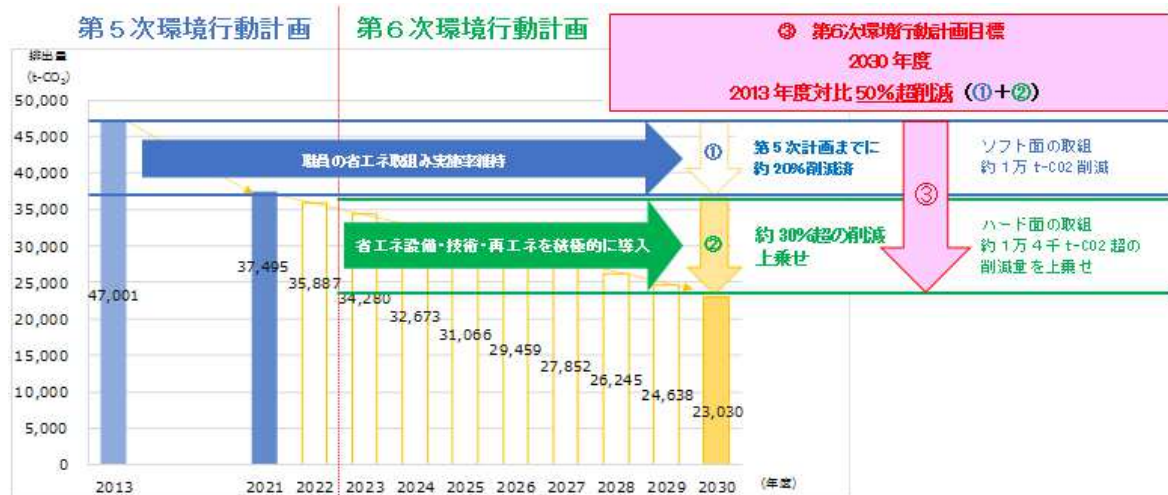
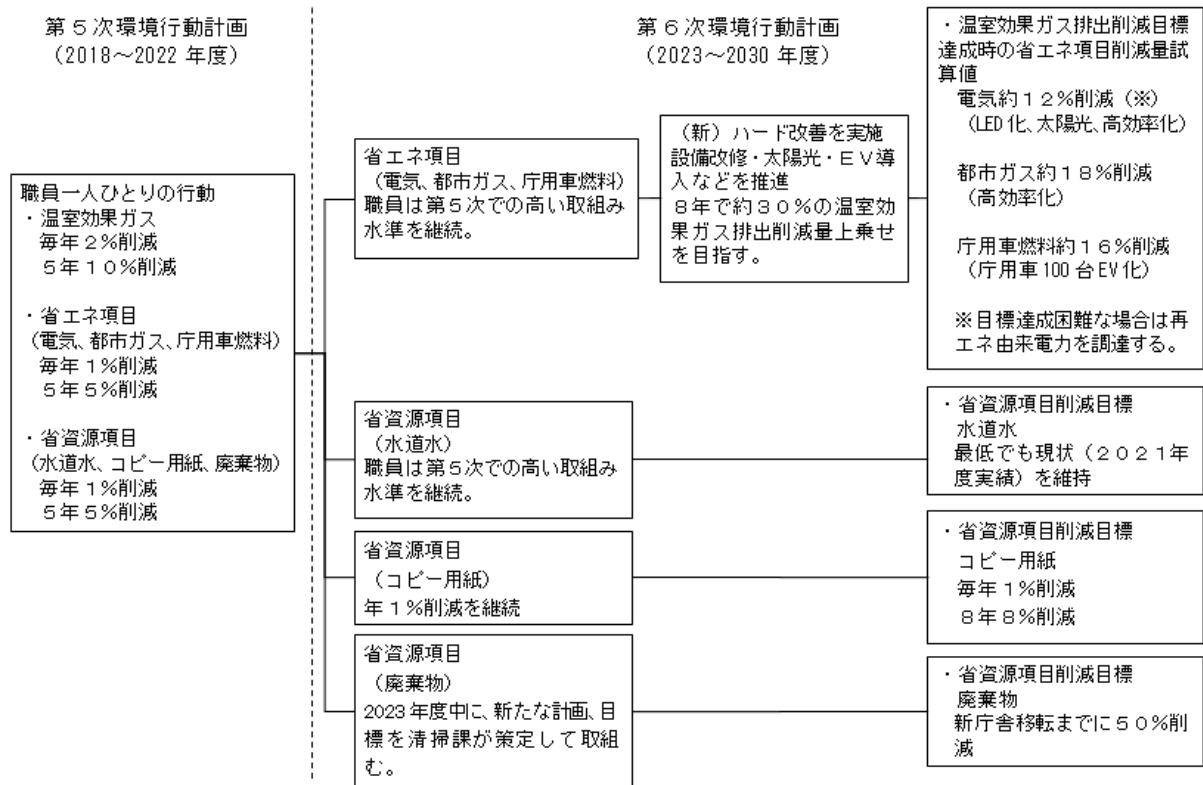
図 1.1 計画の期間

(5) 計画の対象範囲

本計画は原則として江戸川区の全ての組織（指定管理者等を含む）に適用し、全庁的に推進します。

また、民間事業者への委託等により実施する、本計画の対象とならない事業であっても、環境に配慮した取組が可能なものについては、受託事業者等に対して必要な措置を講じるよう要請していきます。

(6) 第6次環境行動計画の特徴



<第6次環境行動計画の基本方針>

2030年度までに2013年度比50%超の温室効果ガス排出量を削減する。

目標実現に向け、以下のとおりこれまでのソフト面に加え、ハード面の取組も積極的に推進していく。

①職員一人ひとりの省エネ行動の継続的な実施（ソフト面）

第5次環境行動計画まで「照明」、「OA機器」、「空調」、「庁用車」などで具体的な省エネ行動の事例を掲げて取組んだ。

課、施設ごとの取組状況を毎年度点検評価してきた結果、取組実施率は約8割と高くなっている。今後も高い実施率を維持する。

②省エネルギー設備・技術・再生可能エネルギー等の導入（ハード面）

第6次環境行動計画では、省エネ改修、新築ZEB化、庁用車EV化、太陽光発電導入などを積極的に推進し、更に大幅な温室効果ガス排出量削減を実現する。

2 前計画の振り返り

(1) 温室効果ガス排出量の算定範囲

地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている温室効果ガスは表 2.1 に掲げる7種類の物質です。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは1～6の物質となります(地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項)。

本計画では、江戸川区で排出実績がある1～4の4物質を対象とします。

表 2.1 温室効果ガスの種類と排出源となる主な活動

種類(上段) 地球温暖化係数(下段)		排出源となる主な活動
1	二酸化炭素(CO ₂) 1	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用 等
2	メタン(CH ₄) 25	燃料の使用又は電気炉における電気の使用、都市ガスの製造、家畜の飼養、家畜の排せつ物の管理、稲作、廃棄物の埋立処分、廃棄物の焼却、工場廃水、下水、し尿等の処理 等
3	一酸化二窒素(N ₂ O) 298	燃料の使用、原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産、麻酔剤の使用、家畜の排せつ物の管理、耕地における肥料の使用、工場廃水、下水、し尿等の処理、廃棄物の焼却、廃棄物燃料の使用 等
4	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) 1,430 など	クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用 等
5	パーフルオロカーボン類 (PFCs) 7,390 など	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用 等
6	六ふっ化硫黄(SF ₆) 22,800	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造 等
7	三ふっ化窒素(NF ₃) 17,200	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造 等

本計画ではパーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は対象外
地球温暖化対策推進法施行令(別表第七～別表第十三)を基に作成

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

前項の4物質について、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(令和元年12月13日一部改正)」「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)」を参考に、温室効果ガス排出量を推計しました。

(3) 温室効果ガス排出量の推移

2021年度の江戸川区の事務事業における温室効果ガス排出量は、37,495t-CO₂となっており、二酸化炭素が99%以上を占めています。

2018年度から2021年度にかけて概ね減少傾向で推移しており、2021年度の温室効果ガス排出量は、2018年度比で10.0%、2013年度比で20.2%の削減となっています。

表 2.2 ガス種別温室効果ガス排出量の構成と推移

単位：t-CO₂

項目	2013	2018	2019	2020	2021	2021 構成比	2013 2021 増減	2018 2021 増減
二酸化炭素 (CO ₂)	46,961	41,663	39,158	36,990	37,481	99.96%	-20.2%	-10.0%
メタン(CH ₄)	8	1	1	0	0	0.00%	-100%	-100%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	11	11	11	10	11	0.03%	0.0%	0.0%
フロン(HFC類)	21	3	3	3	3	0.01%	-85.7%	0.0%
計	47,001	41,678	39,173	37,005	37,495		-20.2%	-10.0%

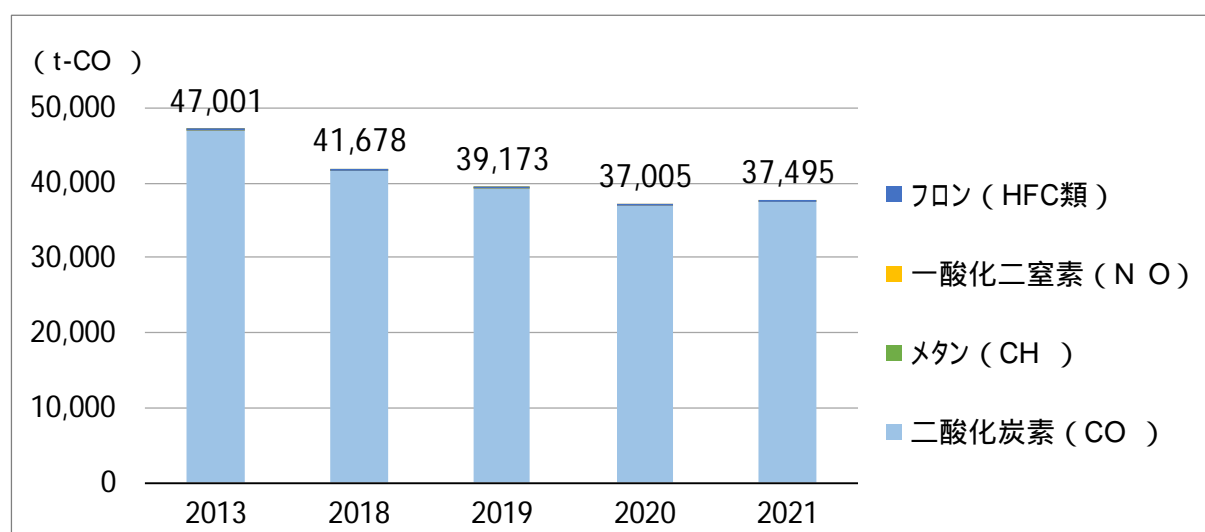


図 2.1 ガス種別温室効果ガス排出量の推移

(4) 前計画の目標達成状況

1) 温室効果ガスの目標達成状況

前計画の温室効果ガスの削減目標は、2022年度までに2016年度比10%削減を掲げていました。

2021年度の温室効果ガス排出量は37,495t-CO₂と2016年度比で12.6%削減となっており、現状のまま推移すれば、目標を達成する見込みが高くなっています。

2) 省エネ項目

前計画では、省エネ項目の目標として、電気使用量、都市ガス使用量、庁用車燃料使用量について、それぞれ2016年度比5%削減の目標を掲げていました。

2021年度時点で、庁用車燃料使用量は16.9%、電気使用量は12.5%の削減となっており、現状のまま推移すれば目標達成が見込まれます。都市ガスは、2019年度まで減少傾向だったものの、その後は増加傾向となっています。

表 2.3 省エネ項目の推移

項目	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2016 2021 増減
電気使用量	千 kWh	73,162	72,023	68,763	65,794	63,423	64,049	-12.5%
都市ガス使用量	千 m ³	4,132	4,221	3,958	3,886	4,103	4,518	9.3%
庁用車燃料 使用量	ガソリン換算-kL	252	249	250	235	212	209	-16.9%

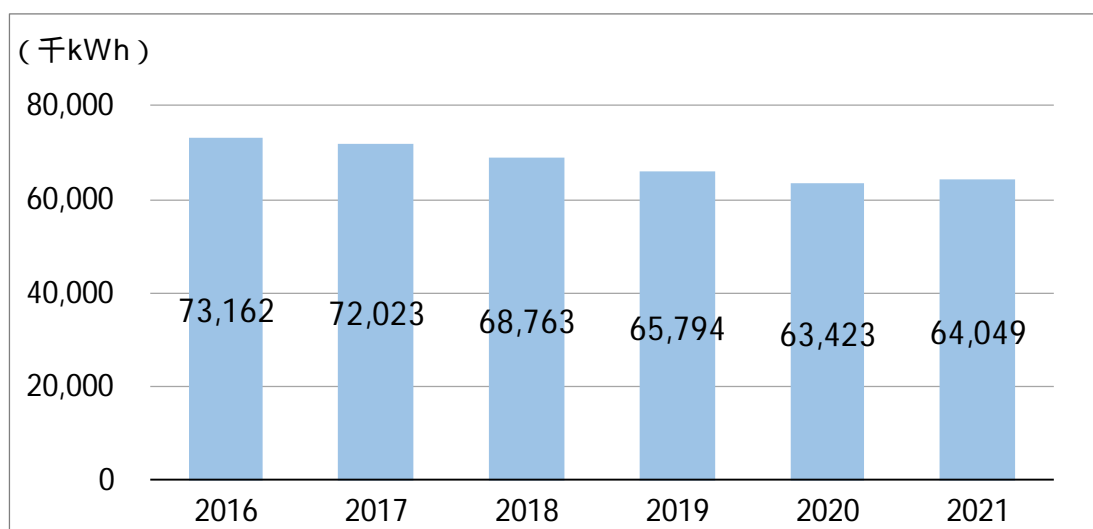


図 2.2 電気使用量の推移

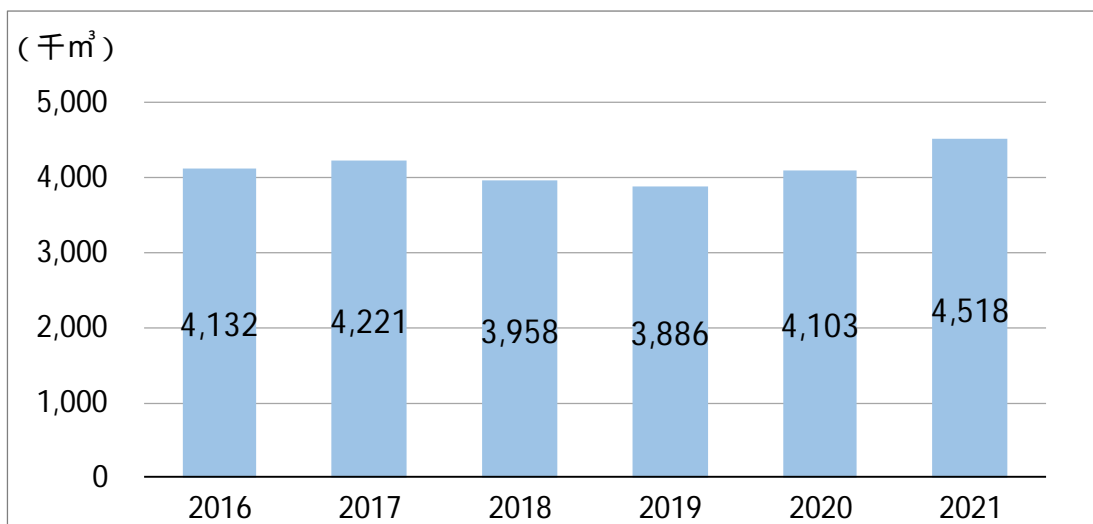


図 2.3 都市ガス使用量の推移

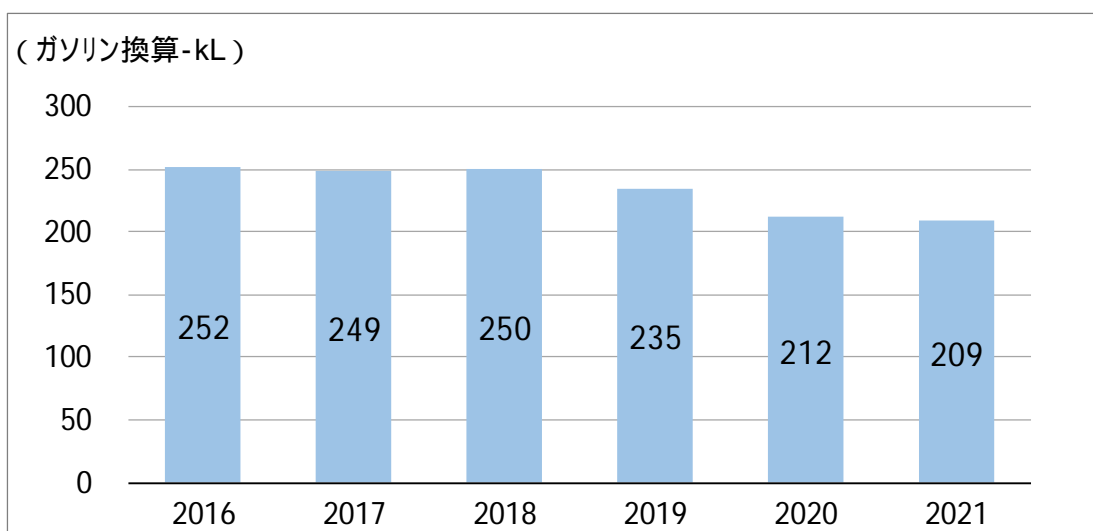


図 2.4 庁用車燃料使用量の推移

3) 省資源項目

前計画では、省資源項目の目標として、上水道水使用量、コピー用紙購入量、廃棄物排出量について2016年度比5%削減の目標を掲げていました。

2021年度時点で、上水道水使用量は9.8%の削減となっており、現状のまま推移すれば目標達成が見込まれます。廃棄物排出量は3.5%の削減、コピー用紙購入量は3.3%の削減となっており、2022年度に削減が進めば、目標を達成する可能性があります。

表 2.4 省資源項目の推移

項目	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2016 2021 増減
上水道水使用量	千 m^3	1,398	1,382	1,383	1,272	1,221	1,261	-9.8%
コピー用紙購入量	A 4 換算- 千枚	90,274	86,340	88,469	93,622	87,421	87,294	-3.3%
廃棄物排出量	t	2,952	2,909	2,834	2,884	2,769	2,848	-3.5%

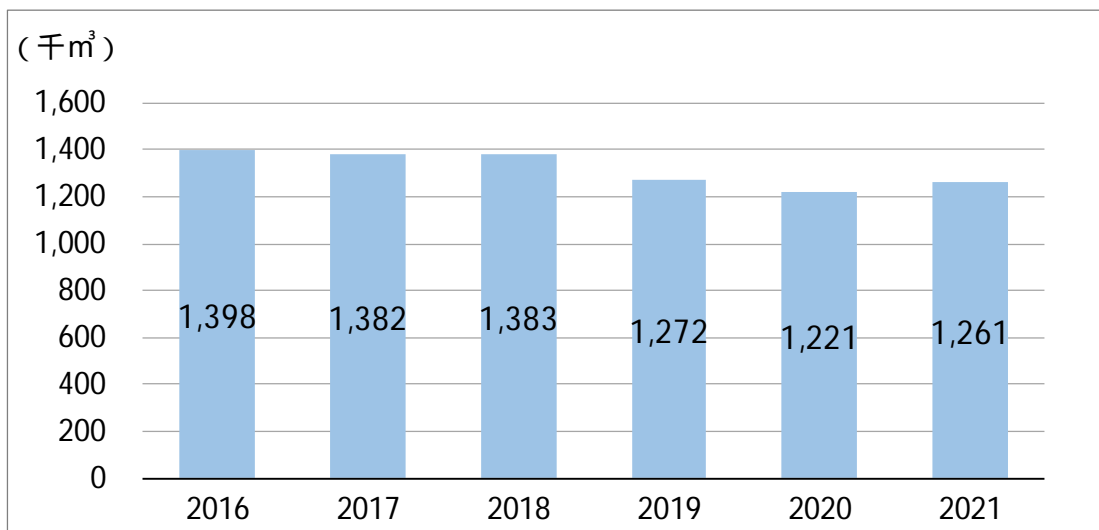


図 2.5 上水道水使用量の推移

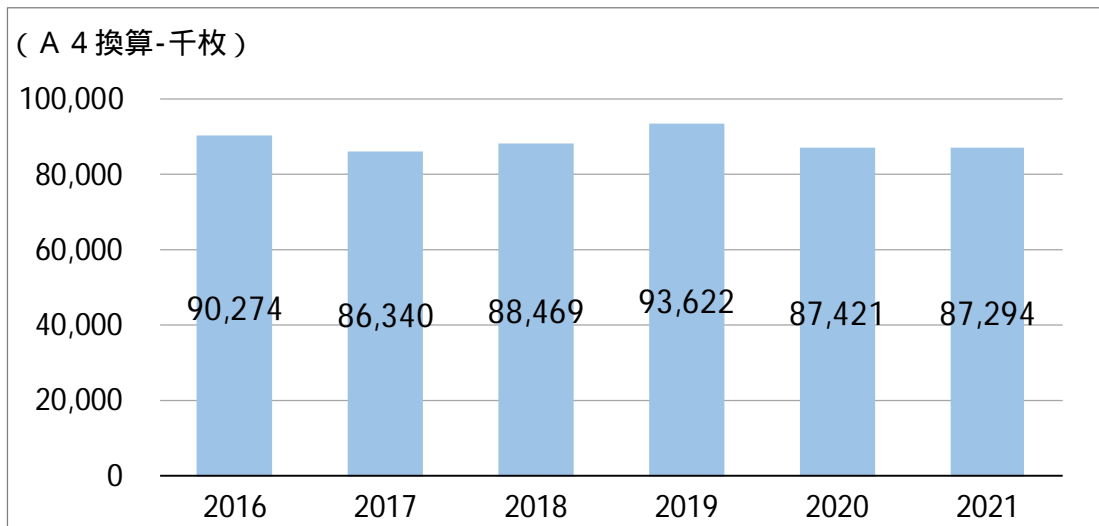


図 2.6 コピー用紙購入量の推移

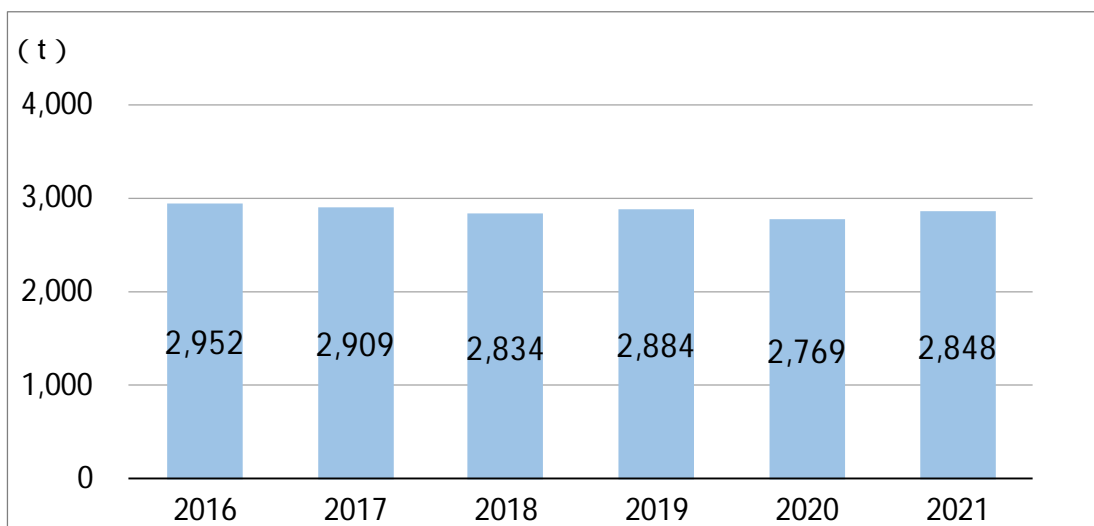


図 2.7 廃棄物排出量の推移

(5) 計画改定の方針

前計画以降、江戸川区では職員の省エネ行動の意識醸成、省エネ設備等の導入を推進してきました。その結果、前計画で掲げた温室効果ガスの排出削減目標は達成する見込みが高く、温室効果ガス排出量削減につながる電気や庁用車燃料の使用量についても削減目標を達成する見込みです。

しかしながら、江戸川区気候変動適応計画で掲げている 2030 年度温室効果ガス排出量 50%削減（2013 年度比）の達成に向けては、より野心的な取組を進めていかなければ達成できません。

そのため、本計画では前計画以上の意欲的な目標を掲げ、目標達成のための取組を推進していきます。

また、脱炭素先行地域選定を目指し、選定要件を意識した取組を行っていきます。

3 削減目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」では、2030年度の削減目標について、原則として政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいとされています。また、江戸川区気候変動適応計画における目標（2013年度比50%削減）を踏まえ、第5次環境行動計画で掲げた2030年度目標（2013年度比40%削減）を見直し、新たな目標を設定します。

また、地球温暖化対策計画では、温室効果ガス総排出量に加えて、「具体的な取組項目及びその目標」も事務事業編に記載すべきとされています。そこで、本計画では温室効果ガス総排出量の削減につながる取組について、目標設定を行います。

(2) 第6次環境行動計画期間の削減目標

江戸川区の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標は、政府実行計画との整合を図り、次のとおり定めます。

長期削減目標	2030年度までに温室効果ガス排出量を 50%超削減 （2013年度比）
--------	--

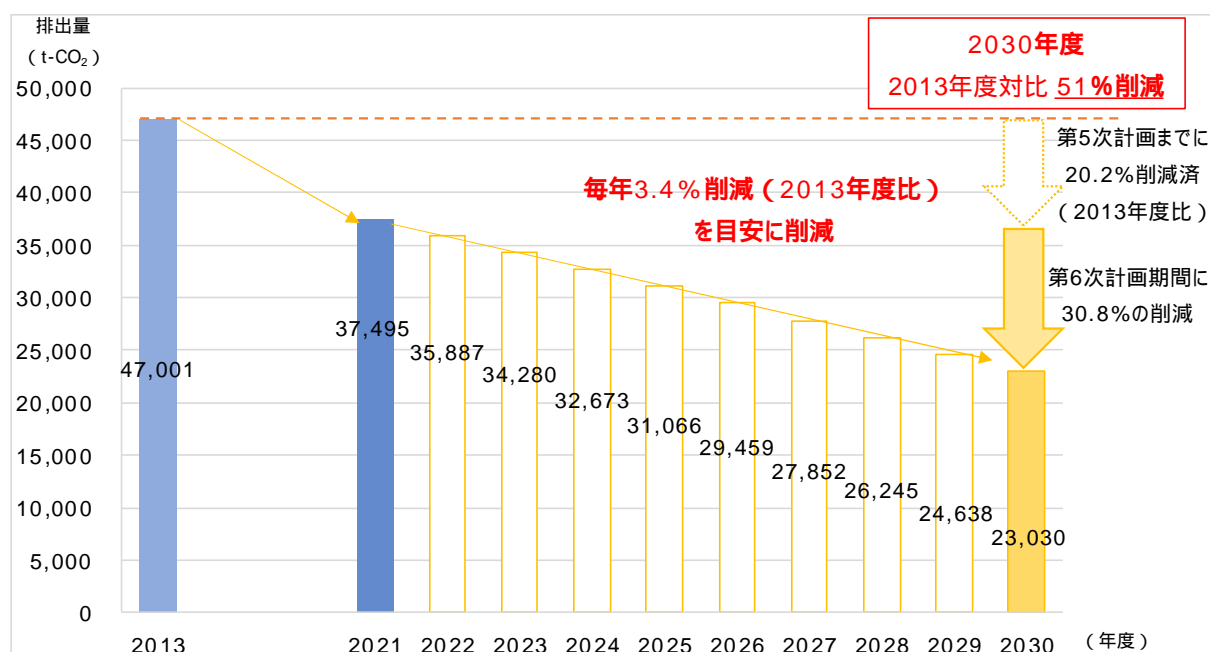


図 3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

(3) 省エネ項目の取組目標

温室効果ガスの排出削減につながる項目について、数値目標を設定しました。設定した省エネ項目の目標を達成することで、「(2) 第6次環境行動計画期間の削減目標」における2030年度温室効果ガス排出量の削減目標の達成を実現することができます。

数値目標は、空調の高効率化等によるハード面及び省エネ行動の実践等によるソフト面の行動を実践していくことで、削減が見込まれる量を試算したうえで設定しました。

なお、省エネ項目については、現状の使用量からどれだけ削減するかが重要となるため、計画策定時点の最新値（2021年度値）からの削減量を設定します。

表 3.1 省エネ項目の削減目標

項目	最新値 2021年度	目標値 2030年度	2021 2030 削減率
電気使用量	64,049 千 kWh	56,828 千 kWh	約 12%削減
都市ガス使用量	4,518 千 m ³	3,712 千 m ³	約 18%削減
庁用車燃料使用量	209,307L	175,715L	約 16%削減

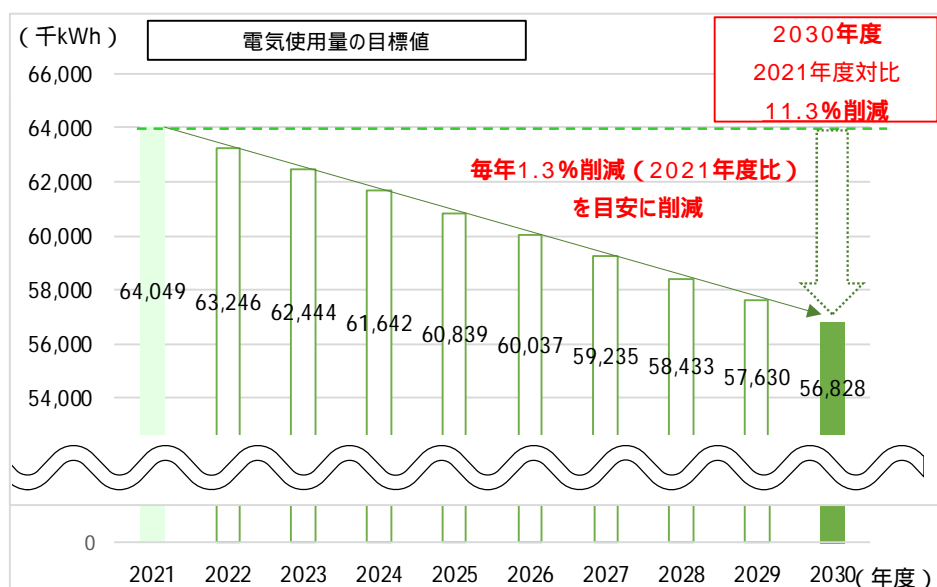


図 3.2 電気使用量の削減目標

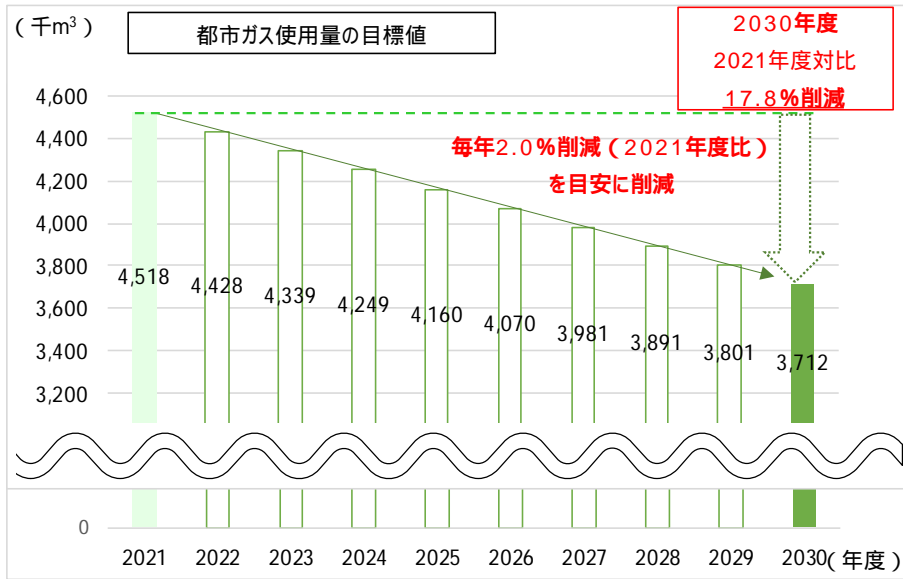


図 3.3 都市ガス使用量の削減目標

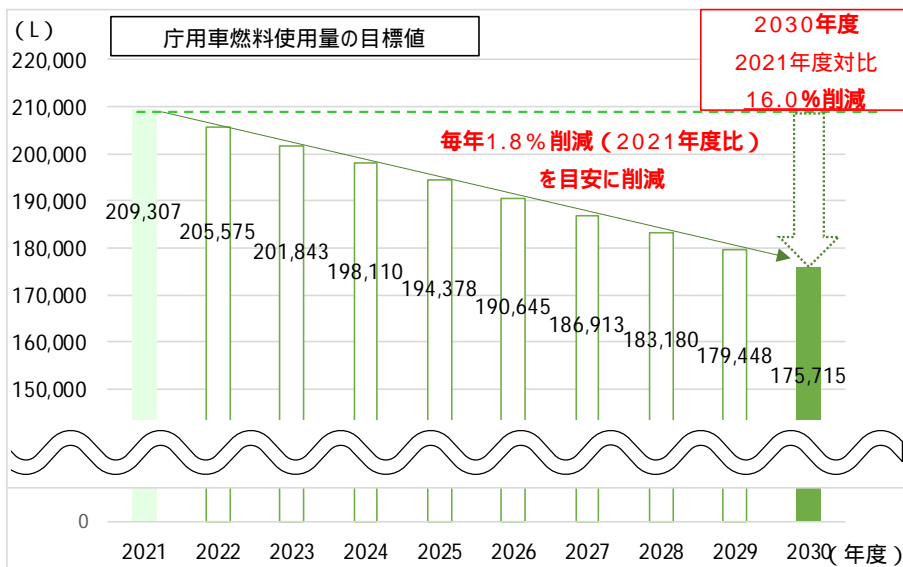


図 3.4 庁用車燃料使用量の削減目標

(4) 省資源項目の取組目標

温室効果ガスの排出削減に間接的に効果のある省資源項目について、江戸川区の環境配慮に関する率先行動として取り組みます。

なお、省資源項目については、現状の使用量等からどれだけ削減するかが重要となるため、計画策定時点の最新値（2021年度値）からの削減量を設定します。

上水道水使用量	2021年度実績を上回らない使用量を毎年度の目標とする。 (2021年度の高い削減実績を今後も維持する。)
コピー用紙購入量	2030年度までに各項目の使用量を8%削減(2021年度比) そのために各項目の使用量を段階的に毎年度 <u>1%削減</u>

廃棄物排出量について

第5次環境行動計画では、「廃棄物総排出量」の削減目標を設定していましたが、清掃課が令和4年度から「今後の区施設等のごみ処理のあり方に関する庁内検討会」を実施しています。

そのため、江戸川区の「廃棄物総排出量」の削減目標および取組内容については、「今後の区施設等のごみ処理のあり方に関する庁内検討会」の内容を踏まえ清掃課が定めます。

4 具体的な取組内容

(1) 取組の基本方針

本計画における取組の基本方針は、次の3つとします。また、江戸川区では、基本方針に基づき、具体的な取組を示した別表を定め、毎年の進捗管理を実施します。

1) 職員一人ひとりの省エネ行動の継続的な実施

職員の日常生活における省エネ行動は、温室効果ガス排出量を削減するために重要です。

前計画までの取組により、省エネ行動に対する職員の意識は高く、取組に対する実施率も高くなっています。今後も職員一人ひとりが高い実施率を維持することで、温室効果ガス排出量を削減します。

2) エネルギーの使用実態を踏まえた効率的な施設・設備の運用

現在保有している施設・設備等は、運用方法を見直すことで、省エネルギー化を推進することが可能です。

江戸川区内にある大きさや用途の異なるさまざまな施設・設備について、それぞれの施設に合った、省エネルギーにつながる取組を行います。

3) 省エネルギー設備・技術、再生可能エネルギー等の導入

温室効果ガス排出量の大幅な削減を実現するためには、省エネルギー設備・技術や再生可能エネルギーの導入が必要です。

政府実行計画では、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車に関する目標等が掲げられています。江戸川区は、これらの目標を踏まえつつ、「省エネルギー設備・技術、再生可能エネルギー等の導入指針」(別紙)に基づき、温室効果ガス排出量削減に資する設備等の導入を進めます。

導入にあたって、推進リーダーは、イニシャルコストだけでなくランニングコストを含めた比較検討を行い、省エネ効果により得られる経済的な効果にも着目し、環境面だけでなく、経済面でも合理的な設備導入を進めます。

(2) 温室効果ガスを削減する取組

ア 職員一人ひとりの省エネ行動の継続的な実施

省エネ行動の継続的な実施を行うことに加え、自分達の執務環境や施設の特徴に応じて、どのような工夫ができるかを職員一人ひとりが考えながら取組を進めます。

取組の参考資料：別表 1

取組の例示

- ・ノー残業デーの実施、クールビズ・ウォームビズの実施などの働き方に関する取組
- ・不要な照明の消灯、長期間の離席時にパソコンのふたを閉じる、ブラインドやカーテンによる遮熱などの業務中の取組
- ・アイドリング・ストップの実施、公共交通機関の利用などの移動に関する取組

等

イ エネルギーの使用実態を踏まえた効率的な施設・設備の運用

建物の管理に関しては、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)に基づき施設別に定めた「管理標準」を参考に、施設の利用方法や設備の種類に応じて効率的な運用を行います。

取組の参考資料：別表 2-1、2-2

取組の例示

- ・定期的な空調機のフィルター清掃、換気風量の適正化などの設備の適切な運用
- ・施設のエネルギー使用量の把握、建物全体のエネルギー管理システムによる効率的な運用などの施設全体のエネルギー使用量削減のための取組
- ・施設で利用する電力の低炭素化の推進

等

ウ 省エネルギー型設備や再生可能エネルギーの導入

新設や改修等の設備導入の際には、環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）などに基づき、LED 照明や高効率空調機などの導入を積極的に進めます。

取組の参考資料：別表 3-1、3-2

取組の例示
・施設の改修等に合わせ、LED 照明、高効率空調機などを積極的に導入 ・新築施設の ZEB 化の検討 ・新築、改築の際に太陽光発電の積極的な導入 ・庁用車への電気自動車等の導入
等

【取組の参考資料】

別表 1	職員が日常的に取り組む行動
別表 2-1	建物の管理・運用等の中で取り組む項目 すべての推進リーダーが実施する内容（課単位・建物単位共通）
別表 2-2	建物の管理・運用等の中で取り組む項目 建物のうち、該当する設備等がある推進リーダーが実施する内容（建物単位のみ）
別表 3-1	新設・大規模改修時などに導入する項目 主に工事で導入される項目
別表 3-2	新設・大規模改修時などに導入する項目 物品での導入が多い項目

(3) 環境に配慮した取組

ア 環境に配慮した物品等の調達

グリーン購入指針に基づいた物品購入のほか、環境負荷の少ないものを選択します。

イ 緑化の推進

水とみどりのまちにふさわしく、施設周りや建物の緑化、公園のみどりの適正な維持管理に努めます。

ウ その他の取組

環境負荷のある化学物質、フロン類などの排出抑制のために、それらの削減等に係る法令・条例・指針などの遵守に努めます。（例 フロン排出抑制法、石けん使用指針など）

5 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

本計画を確実に実施・推進していくため、各職場で具体的な取組項目を自主的に実践するとともに、全庁的な推進体制を整備することで目標の達成を図っていきます。ただし、経年変化の把握においては、計画期間中の組織改正等の影響を考慮します。

ア 区長、副区長、教育長

区長は本計画の策定及び改定を決定するとともに、推進状況、点検・評価についての報告を受け、必要に応じて環境管理責任者へ指示を行います。

副区長、教育長は区長を補佐します。

イ 環境管理責任者（環境部長）

実行部門長と連携を図り、実施状況の把握等、本計画の進行管理や報告を行います。事務局は環境部気候変動適応課に置きます。

ウ 実行部門（部別）

実行部門は本計画に基づき主体的な行動を行うための枠組みです。

エ 実行部門長（各部長等）

実行部門の責任者として、部門内の取りまとめや計画に沿った主体的な取組による削減を行います。

オ 環境管理リーダー（各部庶務担当課長）

実行部門の管理者として、部門内の各実行最小単位の進捗状況を常に把握し、適宜状況を実行部門長へ報告します。また取組の遅滞等があれば対策を行います。

カ 実行最小単位（課または建物別）

目標に基づく取組や数値把握を行い、日常の省エネ・省資源を推進する基本的な組織です。

実行最小単位は原則として下表の様に、課または建物単位で管理項目別に取り組みます。建物には指定管理者施設等も含まれます。

表 5.1 実行最小単位

区分	管理項目
課 単位	庁用車、紙、グリーン購入ほか
建物 単位	電気、上水道水、ガス・その他燃料、廃棄物、緑化ほか

キ 推進リーダー（実行最小単位別、課長・施設長）

実行最小単位の取組の中心となります。目標の周知、日常の取組の推進・啓発、使用量等の把握を行います。

実行最小単位別となるため、課または建物別に環境管理リーダーによって指定された各課長・施設長とします。

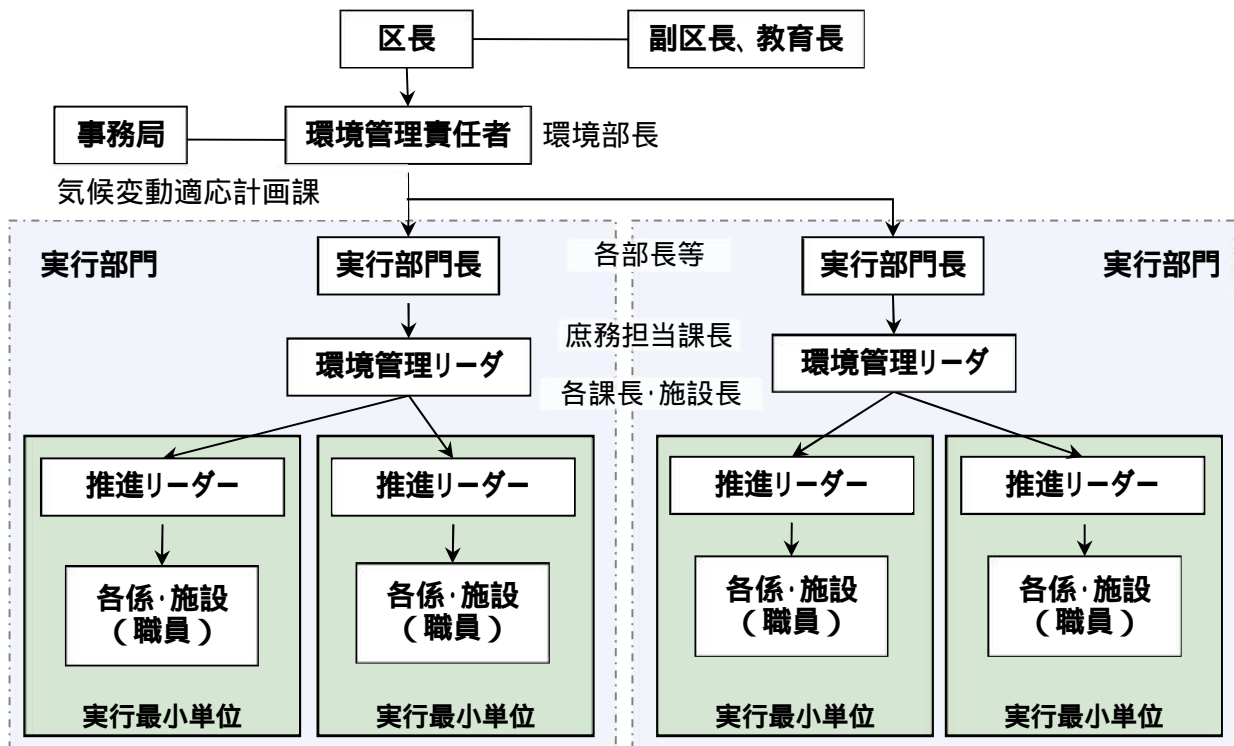


図 5.1 推進体制

(2) 進行管理

本計画をより効果的に推進するため、進捗状況を定期的に点検・評価し、計画の進行を管理します。進行管理の一環として、各課・施設等における取組結果をとりまとめるとともに、優良事例の共有を行うことなどにより、取組継続のリマインドや職員の実行意欲向上に役立っています。

表 5.2 進行管理の手順

手順	内容	実施者
	全庁への目標と取組の周知	環境管理責任者
	実行部門内に目標を周知し、取組の実施を指示	環境管理リーダー
	実行最小単位での目標と計画を立案し、取組を推進 電力消費等の実績値を定期的に把握し、点検・評価を実施	推進リーダー
	半期ごとに実行部門内の取組の進捗状況確認を実施	環境管理リーダー
	環境管理責任者に実行部門内の点検評価結果を報告	実行部門長
	全体の点検評価を行い、区長に報告	環境管理責任者
	報告を受けて目標や取組の見直し等を必要に応じ指示	区長

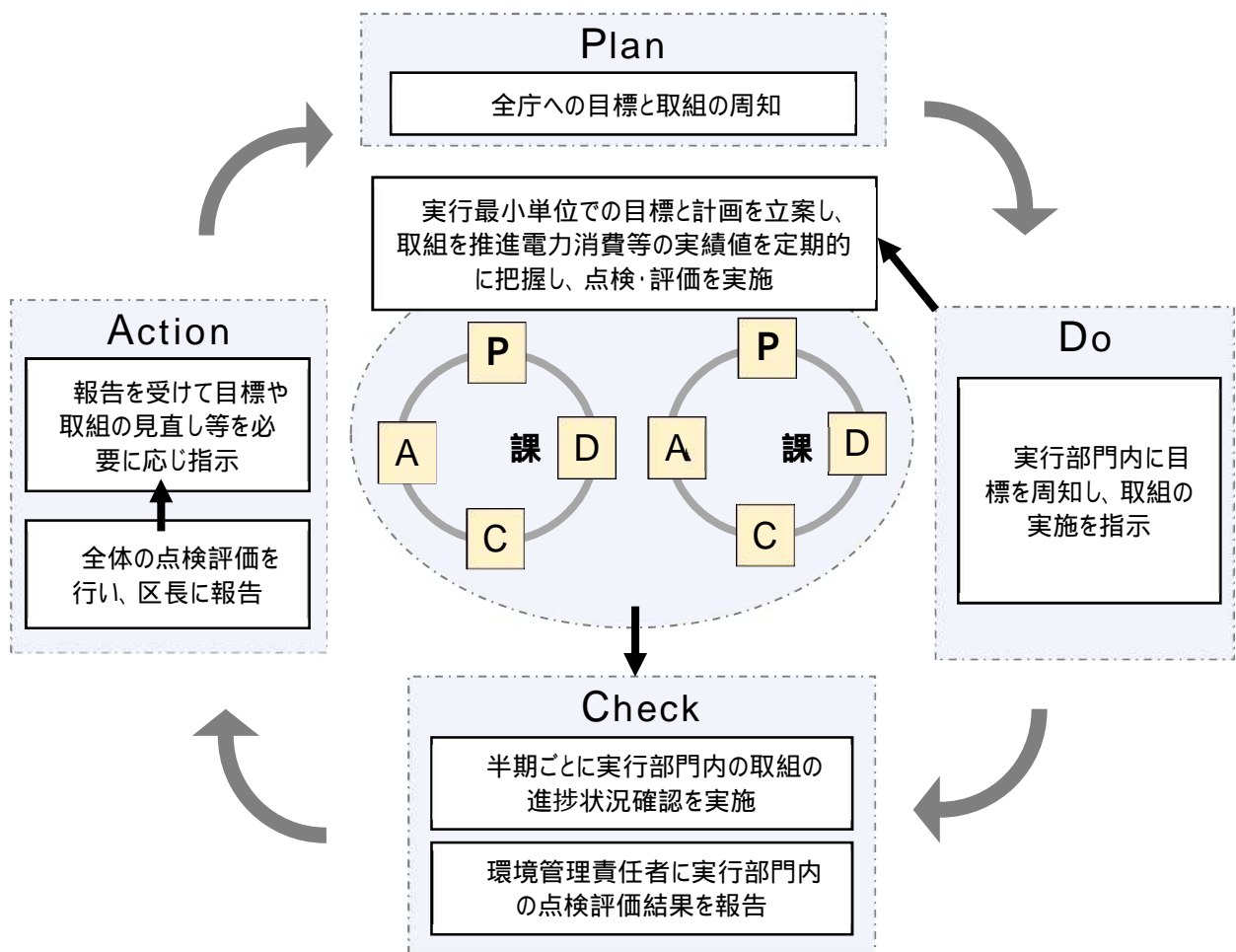


図 5.2 PDCA による進行管理

(3) 計画の見直し

本計画は点検・評価を繰り返しながら推進していきますが、法令や条例の改正等に応じて目標や取組項目等を見直しを行います。

(4) 職員に対する情報提供、研修等

環境管理責任者は随時進捗確認や情報共有を行います。

ア 情報提供

年数回の環境管理リーダーの会議、全庁 LAN 内のお知らせなどを活用し、原則毎月の進捗確認や情報共有を行います。

職員一人ひとりの取組が重要であることから、職員の意識啓発につながる情報の提供や効果的な取組の周知、改善事例の収集と紹介などを行います。

イ 研修等

本計画の内容等に関して e-ラーニングなどにより職員意識を向上させるための取組を実施します。また、各組織や施設での具体的な取組の推進にあたり、東京都等の情報を活用してアドバイスを行います。

(5) 公表

ア 公表の時期と方法

本計画の策定及び改定があった場合には速やかに公表します。
実施状況はホームページへの掲載等により年 1 回公表します。

イ 公表内容

ア) 本計画の内容

イ) 数値目標の達成状況及び取組の状況

ウ) 温室効果ガス総排出量

エ) 環境確保条例の報告（条例上の公表義務）

江戸川区第6次環境行動計画における 「省エネルギー設備・技術、再生エネルギー等の導入指針」

1 地産地消の再生可能エネルギーを最大限に引き出す取組

(1) 太陽光発電の最大限導入

ア 太陽光発電の整備方針及び目標

区が保有する建築物における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

導入検討に際し、江戸川区地域防災計画の第3部第1章第3節及び第4部第4章第1節 避難所体系図 に位置付けられた区施設(地域拠点施設、避難施設)から優先する。

区が新築する施設等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置していく。

区が保有する既存施設における整備

- 1) 区が保有する既存の施設等の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物を整理した上で、太陽光発電の計画的な導入に取り組む。
- 2) 「その性質上適しない場合」とは、倉庫など職員が常駐せず定量的電力を消費しない施設、災害非常時での電力確保の必要がない施設などの場合をいう。
- 3) 太陽光発電設備設置の検討を行う際は、原則として最大限の規模とする。
- 4) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。
- 5) 特に、「設置可能な建築物(敷地を含む。)」については、2030年度に約50%以上に太陽光発電設備の設置を計画的に取り組む。建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置(例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど)についても積極的に検討する。これらの検討の結果、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

計画的な整備

各部局は、アに掲げる目標が達成できるよう、施設等の新築及び改修等の予定も踏まえ、太陽光発電の導入に関し、計画的に整備を進める。

イ 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

- 1) 太陽光発電設備は設置する建築物に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

- 2) 太陽光発電の導入に当たっては、原則としてPPAモデルを検討する。ただし、建設業者の責任施工が求められるケースなどPPA実施が適さない場合を除く
- 3) 太陽光発電設備の設置に関して、区民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の余剰電力が生じた場合の有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、区の保有する建築物に地中熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

PPA モデル:事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

2 LED照明の導入等

LED照明については、本編別表3において整理しているところだが、「政府実行計画実施要領(令和4年5月改正)」に基づき取り組むこととする。

- (1) 施設等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の施設等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、区保有施設全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。
- (2) LED照明の導入に当たっては、原則として、人感、熱感などON・OFF制御合わせて導入するなど必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。また、調光システムの導入など可能な限り照度調整に努めることとする。

3 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的により上位のZEB基準を満たすものとする。

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、高断熱複層ガラス、窓のひさし又は南面に水平ルーバー(西面は垂直ルーバー)の設置により空調負荷の低減を図る。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて建具や設備

の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。

- 1) 空調設備を新設又は改修する際は、レジリエンス強化に配慮しつつ温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
- 2) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

ZEB Oriented 相当:建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等:現行の省エネ基準値から 30%削減(BEI=0.7)
- ・事務所、学校、工場等:現行の省エネ基準値から 40%削減(BEI=0.6)

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の創出により、エネルギー消費量を実質的に削減した建築物について、その削減量に応じて、『ZEB』(正味 100%削減)、 Nearly ZEB (正味 75%以上 100%未満削減)、 ZEB Ready(正味 50%以上 75%未満削減)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上のものを ZEB Oriented と定義している。

設備におけるエネルギー損失の低減を図るため、損失電力の少ない受電用変圧器や再生電力機能付昇降機の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

省エネルギー診断の実施

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の基本方針及び以下の方針に基づき進める。

- 1) 各部局において、大規模な施設若しくは電力等エネルギー需要が高い施設から順次、施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を実施する。
- 2) 大規模な施設における省エネルギー診断の終了後、その結果も踏まえてその他の施設においても省エネルギー診断を実施する。また、その他の1万m²未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
- 3) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、そこで得られた知見を施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。

- 4) 省エネルギー診断を実施した結果は、環境部でとりまとめ、情報公開を図る。

省エネルギー診断:環境物品等の調達の推進等に関する法律等の基本方針に定める「省エネルギー診断」。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮

雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。

- 1) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- 2) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- 3) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。

- 1) 施設等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
- 2) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出削減に努める。

屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

施設建設の設計者を選定する際、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。(用地経理課に確認)

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

4 庁用車の取組

- (1) 庁用車については、代替可能な電動車(電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)をいう。以下同じ。)がない場合等を除き、新規導入・更新については2023年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。
- (2) 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。
- (3) これらの目標を達成するため、各部局は環境部と連携し、計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。

- (4) 庁用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

5 再生可能エネルギー電力調達の推進

- (1) 2030年度までに各部局で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- (2) 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- (3) 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- (4) 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

別表1 職員が日常的に取り組む行動

別表1では日常的にすべての職員が取り組む行動を示しています。

推進リーダーは実行最小単位内のすべての職員がこれらを実施できるように啓発・推進し、点検評価を行いながら取り組めない状況にあるときは適宜環境を整えていきます。

推進リーダーは職員の実施状況を適宜点検し、その結果を環境管理リーダーに報告します。環境管理リーダーは環境管理責任者に点検評価報告を行います。

実施：全職員

点検：推進リーダー・年数回（実行部門内の取り決めによる）

報告：環境管理リーダー

	取 組
照明	1 始業前の点灯は必要最低限にする（あらかじめ必要な照明を把握しておく）
	2 昼休みは業務に支障がない範囲で消灯する（消灯できる照明を把握しておく）
	3 残業時はいったん消灯し、必要箇所のみ点灯する
	4 トイレ、更衣室、給湯室など、人が常時いない場所ではこまめに消灯する
	5 日光が射し込む場所は、業務に支障がない範囲で消灯する
OA機器	6 離席時にパソコンのふたを閉じる（スリープモードにする）
	7 会議、現場などで90分以上離席する場合は、パソコンの電源を切る
	8 最後に退庁する人は、パソコン、プリンタ、コピー機等のOA機器の電源が切れていることを確認する/電源を切る
	9 パソコン、プリンタ、コピー機等を省エネモードに設定する
空調	10 夏季期間はクールビズ、冬季期間はウォームビズを実施する
	11 空室・不在が長い部屋は、空調機の停止、強弱の調節を行う
	12 空調機の吹き出し口に物を置かない
	13 夏季：ブラインドやカーテンを閉めて遮熱する
電化製品	14 冬季：ブラインドやカーテンを昼間は開けて採光し、夜間は閉めて遮熱する
	15 温水便座の使用後はふたを閉める
	16 テレビなど使用しないときはコンセントを抜く/スイッチ付タップを活用する
給湯	17 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない
	18 やかんを火にかけるときは、まわり・底の水滴を拭き取り、火がはみ出ないようにする
	19 湯沸かし器がある場合は、水から沸かすのではなく、湯沸かし器のお湯から沸かす
上水道水	20 沸かしたお湯をそのままにせず、すぐにポットへ入れる
	21 水量を調節し、使わない間は止める
庁用車	22 食器類を洗う際は、前もって汚れを拭き取り、溜め洗いをする
	23 アイドリング・ストップを心がける（駐・停車時）
	24 発進時は緩やかに「ふんわりアクセル」でスタートする
	25 加速・減速の少ない運転をし、減速時は早めにアクセルを離す
	26 不要な荷物を積まないよう心掛ける
	27 相乗りを心掛ける
	28 電車、バス等の公共交通機関を利用する
	29 現場が近い場合は、徒歩もしくは自転車を利用する
紙の削減	30 裏面利用を徹底する
	31 コピー機を使用する際、設定を確認する/使用後はリセットボタンを押す
	32 両面印刷や集約印刷を心掛ける
	33 印刷、コピーは適正部数を心掛ける
	34 全庁ポータルを活用する
	35 電子メール等の印刷は控える
	36 スキャナー利用で紙文書を電子データ化し、保有と共有する
	37 紙文書はコピーでの個人保有を控え、ファイリングで共有する
廃棄物削減	38 分別を徹底する
	39 使用済みの封筒は交換便の袋に再利用する
	40 個人の新聞・雑誌は持ち帰る
	41 マイバッグを利用し、レジ袋を受け取らない
	42 マイカップ、マイ箸を使用する
	43 使い捨て用品は使用しないよう心掛ける
	44 食べきれぬ量だけ購入する
その他	45 冷蔵庫や冷凍庫の中身を定期的に確認する
	46 効率的な業務に努め、残業を削減する
	47 エレベーターではなく階段を使用する
	48 物品購入の際は、適正量の購入や環境への負荷が少ないものを選んで購入する

別表2 建物の管理・運用等の中で取り組む項目

別表2は推進リーダーが日常的または定期的に行う最小単位の中で実施する取組を示しています。
環境管理リーダーはこれら項目の検討状況を環境管理責任者に報告します。

実施：推進リーダー

点検：環境管理リーダー・年数回（実行部門内の取り決めによる）

推進リーダーは取組項目別に課単位/建物単位に分かれて推進することで全体的な省エネを目指します。

課単位	庁用車、紙、グリーン購入ほか
建物単位	電気、上水道水、ガス・その他燃料、廃棄物、緑化ほか

本表の取組内容は多くが建物単位の取組ですが、一部は建物中の課単位において取り組むことで実効性が上がるものがあるため、表1（課単位・建物単位共通）と表2（建物単位のみ）に分類しています。

別表2はすべてをすぐに実施するものではなく、各実行最小単位の状況に応じてレベルの低いものから順に実施することを目指すものです。

レベル	
1	：可能な限り取り組む内容
2	：順次実行できるように努力する内容
3	：将来的に実行できるように努力する内容

表1 すべての推進リーダーが実施する内容（課単位・建物単位共通）

	レベル	取組内容	行動の目安
0-エネルギー使用量などの把握			
0-1	1	光熱水使用量、紙購入量などを把握し報告する	毎月、システムで報告すること
0-2	1	エネルギー使用量等を前年度と比較する	毎月、前年度の使用量を確認すること
0-3	2	過去のデータによる傾向を把握する	年度初めに1年間の使用傾向を把握すること
0-4	2	施設別に使用量の変化等の情報を用いて環境行動計画に取り組む	環境情報から取り組んだ項目があること（既存取組含む）
0-5	1	各課・施設ごとに計画・目標をたてて、目標管理に取り組む	自らの組織・施設で取組目標を設定すること
0-6	2	可能な限り自部署の光熱水使用量等を把握し、主建物自体の使用量も把握する	テナント元全体の状況も把握すること
1-照明設備			
1-1	1	空室・不在時等にこまめに消灯する	点灯・消灯基準を作成していること
1-2	1	採光を利用した消灯を実施する	日中の消灯を検討・実施すること
1-3	1	照明スイッチに点灯範囲を表示する	照明スイッチマップを作成していること
1-4	1	昼休み時の消灯を実施する	業務に支障のない範囲で実施していること
1-5	1	倉庫での点灯は必要最低限にする	倉庫などの点灯・消灯ルールを作成していること
1-6	2	照明下の障害物を定期的に整理する	照明周辺をチェックすること
1-7	2	可能な限り低い照度に設定する	間引き等を実施して、過度な照度を適正にし、支障のない範囲で可能な限り低い照度にする
1-8	3	日本工業規格（JIS）に準じた照度に設定する	年1回以上の照度測定を実施し照度基準を満たしていること
2-空調設備			
2-1	1	冷暖房温度を区の推奨値へ変更する	室温設定を区の設定にしていること
2-2	1	空室・不在時等に空調を停止する	空調利用ルールを作成していること
2-3	1	温湿度に応じて設定温度を調整する	温湿度を測定し管理していること
2-4	1	利用終了時間より早めに空調を停止する	空調利用ルールに含まれていること
2-5	1	空調入れ始めの時間帯はドアなど開口部を閉める	空調入れ始めの時間帯は外気の取り入れを停止すること
2-6	1	出入口等の開口部付近の空調を停止する	開口部付近の空調機を停止すること
2-7	2	温度計等による室温の把握と調整をする	室温測定結果を用いた空調利用をしていること
2-8	2	空調機スイッチに空調範囲を表示する	空調スイッチ・範囲マップを作成していること
2-9	1	隙間風をなくして空調を効きやすくする	隙間風がないように戸締りを徹底すること
2-10	2	開け放し開口部面積を小さくする	扉を閉める・間仕切りを利用するなど、開け放しの面積を極力小さくすること
2-11	2	操業状態に応じて空調を運転・停止する	状況に応じて空調を調整すること
2-12	1	利用状況に応じて空調の設定を変更する	利用人数等に応じて運転管理すること

別表2 建物の管理・運用等の中で取り組む項目

表1 すべての推進リーダーが実施する内容（課単位・建物単位共通）

	レベル	取組内容	行動の目安
3-換気設備			
3-1	2	厨房換気の不要時停止する	換気不要時間を把握し不要時の停止を行うこと
4-給湯設備の共通項目は無し			
5-ボイラ設備の共通項目は無し			
6-水回り			
6-1	1	水栓器具近傍に節水表示をする	節水の啓発情報（節水シール・張り紙）を洗い場に貼っていること
6-2	2	水利用方法に関するルールを作成する	水利用ルールを作成していること
7-厨房・調理			
7-1	2	電気ポットは魔法瓶機能付きのものにする	保温には電気は使用しないこと
7-2	1	内容物に適した冷凍冷蔵庫の温度設定をする（使用者へは温度提示）	冷凍冷蔵庫の内容物別温度設定を行っていること
7-3	1	冷気吹出し・吸込口の陳列物を整理する	噴出・吸込口をふさがないこと
8-その他			
8-1	1	事務用機器を省エネモードに設定する	省エネモードがあるか確認し、設定すること
8-2	1	個人用端末（パソコン）を不要・離席時に停止する	スリープ機能や電源OFF機能を設定していること
8-3	1	事務用機器を業務終了時に停止する	最終退庁者が電源OFFを確認するルールを徹底させること
8-4	3	事務用機器の台数を見直し・集約化する	余分な機器を置かないこと
8-5	2	不要な機器の電源をオフにする	利用頻度の少ない機器は使用時まで電源を入れないこと
8-6	2	リサイクルしやすいようにゴミの分類を細かくする	「リサイクル・資源・廃棄物分別方法指針」を考慮すること
8-7	1	イベント時の模擬店の容器は、リサイクル可能な素材を選ぶ	「グリーン購入指針」を考慮すること
8-8	3	イベントで使用する電気にグリーン電力を導入する	一部でも導入できるかどうか検討すること
8-9	2	その他設備に運転方法ルールを作成し不使用時に停止する	装置・設備別の運転・利用ルールを作成していること
8-10	1	4S（整理、整頓、清潔、清掃）を実施する	4S（整理・整頓等）を実施していること
8-11	2	その他設備を定期的に保守・点検する	施設運用管理の中に保守点検が含まれること
8-12	2	効率の良い機器を優先的に使用する	複数の同種機器がある場合は効率のいい機器を優先利用すること
8-13	2	低炭素電源を調達する	電力排出係数の小さい電源であることを確認すること
8-14	3	経済負担の少ない事業実施	ESCO事業やリースなど、投資負担の少ない事業の実施手法を採用すること

別表2 建物の管理・運用等の中で取り組む項目

表2 建物のうち、該当する設備等がある推進リーダーが実施する内容（建物単位のみ）

	レベル	取 組 内 容	行 動 の 目 安
0-エネルギー使用量などの把握			
0-1	2	省エネナビやデマンド記録等の機器を導入する（記録機器がある場合は、毎日のメーター値の記録・集計を行う）	毎日（毎営業日）メーター記録を行っている、または機械で記録していること
0-2	3	大きな設備には個別メーターを取り付け記録する	メーターを設置し、エネルギー使用量を把握していること
0-3	2	主要設備の使用状況を把握する	施設の中でエネルギー使用量の大きい主要設備の使用状況を把握していること
0-4	3	デマンド計測を行い、不要な需要がないか確認する	電力の需要を把握し、機器の稼働状況を確認すること
1-照明設備			
1-1	1	ランプ及び反射板を定期的に清掃・交換する	施設運用管理の中に定期交換が含まれること
1-2	1	共用部照明をフロアごとに管理する	共用部のフロア別点灯・消灯ルールを作成していること
1-3	1	利用前後の貸し部屋の不要照明を停止する	貸し部屋の点灯・消灯ルールを作成していること
1-4	1	部屋の広さに対し利用者が少ない場合に点灯範囲を狭める	広い部屋の一部使用の場合の点灯・消灯ルールを作成していること
1-5	3	階段照明の利用状況に合わせた管理手法を検討・実施する	階段の照明について見直しを行うこと
2-空調設備			
2-1	2	利用客数を時間帯別に把握する	時間帯別の利用状況を把握し、空調の設定に活かすこと
2-2	1	空調フィルターを清掃・点検する	施設運用管理の中に清掃・点検が含まれること
2-3	1	清掃時に空調を停止する	ドアや窓を開放して清掃するときは空調を停止すること
2-4	1	冷房を使わず外気導入（窓開けなど）をする	春季及び秋季には外気を導入して冷房を使わないこと
2-5	3	季節に応じた外気導入量の制御をする	外気導入量を調整すること
2-6	3	空調の機能を把握し、ポンプ・ファンの流量・圧力を調整する	ポンプ・ファンの機能について把握していること
2-7	3	空調機器の負荷を把握し、最適負荷運転に調整（チューニング）する	空調機器の負荷分析を行っていること
2-8	1	フロア共用部の温度を把握・設定する	施設運用管理の中に温度測定と温度に応じた空調の見直しが含まれていること
2-9	1	共用部のフロアごとに空調を管理する	フロアごとの運転管理を実施すること
2-10	3	客室・共用部外調機の温度を設定する	季節や稼働状況に応じて設定を変更すること
2-11	1	セントラル空調のフィルターを清掃する	施設運用管理の中に清掃・点検が含まれること
2-12	1	中央熱源機器等の定期点検を実施する	施設運用管理の中に点検が含まれること
2-13	3	中央熱源機器等を季節別に設定する	設定を把握し季節・状況に応じて運転していること
2-14	2	室外機は日射を防ぐために日陰になるようにする（夏季）	室外機の風通しを考慮したうえで、西日を含めて日陰になるようにしていること
2-15	3	同じ施設内で冷房と暖房を同時に使用する場合は、冷風と温風の混合を防止する	冷房と暖房の運転管理をしていること
3-換気設備			
3-1	3	換気風量を適正化する	換気量を見直し、適正化を図ること
3-2	2	不要時間は屋内駐車場換気を停止する	換気不要時間（利用者無）の把握と停止をしていること
3-3	2	厨房内換気フィルターを清掃・点検する	施設運用管理の中に清掃・点検が含まれること
3-4	2	厨房内通風口の障害物を定期的に整理する	施設運用管理の中に定期整理が含まれること
3-5	3	客室の利用者数に応じて換気風量を制御する	空気環境の状態を把握し、適正化を図ること
4-給湯設備			
4-1	1	ボイラ等の定期点検を実施する	施設運用管理の中に定期点検が含まれること
4-2	1	季節に応じて温度設定を見直す	夏季には低温に設定していること
4-3	2	効率的な台数でボイラ等を運転する	負荷に応じた台数管理をしていること
4-4	2	利用客数別に燃料使用量を把握する	利用客数に対する消費割合の低減を図ること
4-5	3	蒸気の漏れ・保温を管理する	施設運用管理の中に保守点検が含まれること

別表2 建物の管理・運用等の中で取り組む項目

表2 建物のうち、該当する設備等がある推進リーダーが実施する内容（建物単位のみ）

	レベル	取 組 内 容	行 動 の 目 安
4-6	3	給湯設定と使用場所の温度差を把握する	配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること
5-ボイラ設備			
5-1	1	不要系統への蒸気供給を停止する	不要箇所のバルブは閉めておくこと
5-2	1	蒸気系統の蒸気漏れを補修する	施設運用管理の中に保守点検が含まれること
5-3	2	ボイラ等の空気比を調整する	ボイラ等の供給空気量が多すぎないか確認していること
5-4	2	必要最小限の蒸気圧力とする	配管ロスを考慮した圧力設定にしていること
5-5	2	暖機の運転時間を短縮する	季節に応じた最低限の暖機運転にすること
5-6	2	燃料使用量等を日常的に記録する	毎日、燃料使用量・給水量・運転時間などの記録をつけていること
5-7	3	蒸気の系統図を作成する	ボイラ蒸気の設備管理ができていること
5-8	3	蒸気使用設備をリスト化する	ボイラ蒸気の設備管理ができていること
5-9	3	蒸気トラップの点検を実施する	施設運用管理の中に保守点検が含まれること
5-10	3	ボイラ等の水質を管理する	施設運用管理の中に保守点検が含まれること
5-11	3	水質に応じてブロー量を制御する	定期的に給水及びボイラ水の水質分析を行っていること
6-水回り			
6-1	1	水道メータ等で漏水の有無を点検する	毎日漏水チェックをしていること
6-2	3	利用客数別に水道使用量を把握する	利用者数と使用量の関係を把握し、低減を図ること
6-3	2	ポンプの送水圧等を把握する	ポンプ設備の能力などを把握していること
6-4	3	需要に応じたポンプの送水圧力・流量となっているかを確認する	ポンプの圧力や流量を適正に保つこと
7-厨房・調理			
7-1	1	加熱時間表示等により無駄を抑制する	調理時にタイマーを利用すること
7-2	1	加熱時に蓋の使用を徹底する	加熱時は蓋を使用すること
7-3	2	調理器具等の効率的な使用法を表示する	器具周辺に表示することで意識啓発していること
7-4	3	営業開始に合わせて加熱器具を使用する	点火時間を遅らせることでエネルギーを無駄にしないこと
7-5	2	食器洗浄機の効率的な使用法を表示する	「一枚以上皿をいれること」等の効率的な利用方法を洗浄機に貼っていること
7-6	1	ショーケースナイトカバーを使用する	ナイトカバーを使用していること
7-7	2	冷凍冷蔵庫内の収納物品の位置を表示する	庫内の収納位置を外に貼りだすことで出入り時間を短くしていること
7-8	2	冬季はショーケース除霜装置の運転時間を短縮する	冬季は周囲温度も低いので除霜機能を調整すること
7-9	3	内容物に応じて冷凍機の温度を設定する	適正な温度に設定すること
7-10	3	冷凍機等の出入口温度を把握・調整する	冷凍機・大型冷蔵庫の冷水について記録と適正管理を行っていること
8-その他			
8-1	2	機器ごとに電力消費量を監視する	ワットチェッカーなどを利用して機器別電力消費量を把握していること
8-2	2	電力効率（PUE）等を把握する	毎月の電力効率を確認していること
8-3	1	便座ヒーター等温度を季節別に設定する	状況を把握し、季節に応じて設定すること
8-4	2	看板照明点灯時間を季節別に管理する	屋外の看板等は自動点灯やタイマー等による管理を行うこと
8-5	2	外灯等の点灯時間を季節別に管理する	明るさによる自動点灯になっている、または、季節などで点灯ルールが異なること
8-6	3	エレベータ運転台数を制限する	利用者状況に合わせた稼働台数にしていること
8-7	2	受電力率を把握・記録する	毎月の受電率を確認していること
8-8	2	契約電力の変更を検討する	年間の最大需要電力と契約電力に差があるかどうか確認すること
8-9	3	休日・夜間は自動販売機の照明を停止する	仕様や設定を確認し、休日・夜間は消灯すること

別表2 建物の管理・運用等の中で取り組む項目

表2 建物のうち、該当する設備等がある推進リーダーが実施する内容（建物単位のみ）

	レベル	取 組 内 容	行 動 の 目 安
8-10	3	自動販売機の不要時間帯は停止する	無理のない範囲で、閉館時などに停止していること
8-11	2	装置停止時に補機を停止する	補助用機器（常に同時に使う機器）を忘れずに停止すること
8-12	2	その他設備の効率的な使用法を表示する	設備の使用方法等を表示し、年1回程度は利用ルールの検討・確認をしていること
8-13	3	手順に適した機器の配置を行う	機器・設備の配置をする際に手順を考慮しエネルギーロスが少ない配置を行うこと
8-14	3	手順の見直し・工程の集約化をする	エネルギーの無駄がない手順となっているか検討すること

別表3 新設・大規模改修時などに導入する項目

推進リーダーは、建物の新設や大規模改修の時などに、建物の利用方法・特性などを踏まえて別表3の項目について導入を検討し、可能なものは導入します。

環境管理リーダーはこれら項目の導入状況を環境管理責任者に報告します。

実施：推進リーダー（新設・大規模改修時）

点検：環境管理リーダー

大規模改修とは、設計委託を行う工事とする。

1 主に工事で導入される項目

対象設備	検討項目	検討内容
照明設備	1 照明点灯範囲の細分化	照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行う。
	2 高輝度誘導灯	誘導灯の更新、新設等の機会をとらえ、順次高効率の誘導灯（高輝度誘導灯等）を導入する。
	3 高効率照明ランプ（屋内）	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプ（LED等）を導入する。
	4 高効率照明器具（屋内）	照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型、LED等）を導入すること。
	5 高効率照明ランプ（屋外）	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプ（LED等）を導入する。
	6 高効率照明器具（屋外）	照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（LED等）を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないように配慮すること。
	7 照明用人感センサ	消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサなどを導入する。
	8 窓際照明の連続調光制御	窓際など昼光により照度が確保できる場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、照度センサーや調光機能を保有した照明器具などを導入する。
空調設備・換気設備	9 空調の冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と見られる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格A9501およびこれに準じる規格に規定するところにより行う。
	10 高効率モータ	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータを導入する。
	11 蒸気バルブ等の断熱強化	蒸気配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行う。
	12 空調用高効率冷凍機	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施する。その際、更新前の機器の容量と実際に使用している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	13 高効率ボイラ（空調用）	ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	14 高効率パッケージの採用	更新・新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施する。
	15 局所空調	作業場の空調設備については、作業場の使用状況に応じて、更新、新設等の機会をとらえて、局所空調の導入を実施する。
	16 全熱交換器	室内への外気取り入れ系統と排気系統の間には、風量に見合った全熱交換器を設置し、外気負荷の低減に努める。
	17 ポンプ・ファンのインバータ制御	インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入する。
	18 フリークーリング	空調配管の更新、新設等の機会をとらえて、冷却水を用いた冷房（フリークーリング）の導入を実施する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	19 局所換気システム	作業場の換気設備については、作業場の使用状況に応じて、局所換気システムの導入を実施する。
	20 駐車場CO等濃度制御	駐車場換気設備については、更新、新設等の機会をとらえて、内部のCO等の濃度を把握し、CO濃度に合わせて換気設備の稼働を制御する設備の導入を実施する。
昇降設備	21 エレベータのインバータ制御	エレベータについては、更新、新設等の機会をとらえて、順次インバータ制御の導入を実施する。
給湯・給水設備	22 高効率ボイラ（給湯用）	ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	23 給湯の温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と見られる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格A9501およびこれに準じる規格に規定するところにより行う。
	24 潜熱回収型ガス給湯器等	ガス式給湯器については、更新時、新設時等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次効率的な機器の導入を実施する。

別表3 新設・大規模改修時などに導入する項目

1 主に工事で導入される項目

対象設備	検討項目	検討内容
給湯・給水設備	25 ヒートポンプ式給湯器等	電気式給湯器は、更新時、新設時等の機会をとらえて、ヒートポンプ式給湯器など順次高効率な機器の導入を実施する。
	26 節水器具	節水器具を導入し、使用水量の削減を図る。
ボイラ設備	27 ボイラ等の配管系統の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と見られる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格A9501およびこれに準じる規格に規定するところにより行う。
	28 高効率ボイラ（産業用）	ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	29 ボイラへのエコノマイザ設置	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次エコノマイザ（節炭器）の導入を実施する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	30 蒸気ドレンの熱の再利用	蒸気ドレンを排出している場合には、蒸気ドレンとボイラ補給水の熱交換を行うなど、熱損失の低減対策を実施する。
受変電設備	31 高効率変圧器への更新・台数集約	変圧器については、更新・新設等の機会をとらえて、順次高効率化するとともに、容量を見直すことで集約化を図る。
	32 進相コンデンサ等による力率改善	更新、新設等の機会をとらえて、進相コンデンサの導入などにより、力率の改善を図る。
	33 高効率無停電電源装置	無停電電源装置については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な装置の導入を実施する。
	34 デマンドコントローラ	需要電力監視制御装置（デマンドコントローラ）を導入し、契約電力の低減を図る。
ポンプ設備（空調・換気設備を除く）	35 高効率ポンプ	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次高効率なポンプの導入を実施する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	36 高効率モータ	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータを導入する。
	37 インバータ制御	負荷変動が大きい設備には、使用状況、更新時期等について検討し、インバータによる可変速制御などの導入をし、負荷変動に合わせた設備の運転を実施する。
コンプレッサ設備（空調・換気設備を除く）	38 高効率コンプレッサ	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率なコンプレッサの導入を実施する。また、更新前の機器の使用能力を見直し、適正な容量を選定する。
	39 低温・清浄な空気を取り入れ	コンプレッサの吸気は、温度の低い方が効率が良いため、低温かつ清浄な空気の入入れが可能な場所がある場合には、その設置場所へ移設をする。更新の際にも吸気効率を考慮した場所に設置する。
再生可能エネルギー	40 太陽光発電設備	太陽光発電設備の導入を実施する。
	41 太陽熱利用設備	建物のエネルギー需要の状況に応じて太陽熱給湯器、太陽熱暖房器など太陽熱設備の導入を実施する。
	42 コージェネレーション設備	ガスコージェネレーションシステムや燃料電池など総合効率の高い設備導入を実施する。
	43 バイオマス設備	熱源設備の更新、新設等の機会をとらえて、建物のエネルギー需要の状況に応じて生物資源（バイオマス）設備の導入を実施する。
	44 地中熱ヒートポンプ	地中熱ヒートポンプの導入を実施して、温室効果ガス排出量の削減に努める。
	45 緑化	建物における屋上・壁面緑化等を実施する。
46 国産木材の使用	国産木材の導入を実施する。	
中央監視設備	47 BEMS	中央監視設備については、更新、新設等の機会をとらえて、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入を実施する。
その他設備	48 更新に合わせた高効率機器	更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。

別表3 新設・大規模改修時などに導入する項目

2 物品での導入が多い項目

対象設備	検討項目	検討内容
事務用機器	1 トップランナー機器	パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリの更新時及び新設時には、より省エネルギー性能の高い機器の導入を実施する。
	2 クリーンエネルギー自動車	電気自動車やプラグインハイブリッド車、燃料電池車など、高効率かつ温室効果ガス排出の少ない車両を導入する。
冷凍・冷蔵設備	3 トップフード照明	トップフード照明を設置し、ショーケース内照明の低減を図る。
	4 ナイトカバー	ナイトカバーの付属状況を確認し、付属していない場合は、外付けのナイトカバーを設置する。
	5 冷凍冷蔵ケースインバータ	インバータによる可変速制御が可能な場合、冷凍機に可変速制御を導入し、負荷変動に応じた設備の運転を実施する。
	6 高効率ショーケース	更新時及び新設時には、より高効率な機器の導入を実施する。
	7 冷凍・冷蔵用高効率冷凍機	冷凍機について、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な冷凍機を導入する。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。
	8 エアカーテン	冷凍・冷蔵倉庫における、出入り口扉からの冷気の流出を抑制するため、エアカーテンを導入する。